

# 意見書

## 三重県公共事業評価審査委員会

### 1 経過

平成18年8月30日に開催した平成18年度第2回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県及び市より広域農道整備事業1箇所、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業1箇所、道路事業1箇所、都市公園事業1箇所、河川事業2箇所の審査依頼を受けた。

このうち、広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、道路事業に関しては、同年11月21日に開催した第5回委員会及び同年12月22日に開催した第6回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

また、都市公園事業に関しては、同年7月13日に開催した第1回委員会及び同年11月21日に開催した第5回委員会及び同年12月22日に開催した第6回委員会において、市の担当職員から事業説明を受けるとともに審査資料に基づき審査を行った。

また、河川事業に関しては、同年10月23日に開催した第4回委員会及び同年12月22日に開催した第6回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに審査資料に基づき審査を行った。

また、同年12月22日に開催した第6回委員会において、県よりは場整備事業1箇所、一般農道整備事業1箇所、街路事業1箇所、公営住宅整備事業1箇所の事後評価に係る審査依頼を受けた。

### 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

（1）広域農道整備事業〔県事業〕“再評価対象事業”

3番 ちゅうせい きちく 中勢3期地区

3番については、平成7年度に事業着手しその後おおむね12年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

( 2 ) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 [ 県事業 ] “ 再評価対象事業 ”

4 番 <sup>うえのいなこ</sup> <sup>きちく</sup>  
上野依那古 2 期地区

4 番については、平成 6 年度に事業着手しその後おおむね 1 3 年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、当初計画と変更計画との比較について、説明が不足していた。従って、これを説明できる資料の提出をまって再審議とする。

( 3 ) 道路事業 [ 県事業 ] “ 再評価対象事業 ”

7 番 <sup>いっばんこくどう</sup> <sup>ごうなんとう</sup>  
一般国道 2 6 0 号南島バイパス

7 番については、平成 4 年度に事業着手し平成 1 3 年度に再評価を行いその後おおむね 5 年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

( 4 ) 河川事業 [ 市町等事業 ] “ 再評価対象事業 ”

1 0 6 番 <sup>じゅんようかせん</sup> <sup>きたなごがわ</sup> <sup>そうごうりゅういきぼうさいじぎょう</sup>  
準用河川 北長太川 総合流域防災事業

1 0 7 番 <sup>じゅんようかせん</sup> <sup>いのうしんかわ</sup> <sup>そうごうりゅういきぼうさいじぎょう</sup>  
準用河川 稲生新川 総合流域防災事業

1 0 6 番については、平成 4 年度に事業着手し平成 1 3 年度に再評価を行いその後おおむね 5 年を経過して継続中の事業である。

1 0 7 番については、平成元年度に事業着手し平成 1 0 年度に再評価を行いその後おおむね 8 年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、1 0 6 番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、防潮樋門については、適切な運用に努められたい。

1 0 7 番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、下流堀切川において近鉄橋梁への影響が懸念されることから、適切な措置を講じられたい。

( 5 ) 都市公園事業 [ 市町等事業 ] “ 再評価対象事業 ”

1 0 8 番 <sup>いわたいけこうえん</sup>  
岩田池公園

108番については、平成4年度に事業着手し平成13年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、整備計画内容及び整備後の維持管理については、周辺住民と十分協議し、その運用にあたることを期待する。

(6) ほ場整備事業“事後評価対象事業”

501番 さかきばら ちく  
榊原地区

501番については、平成3年度に事業着手し平成12年度に完了した事業である。審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

(7) 一般農道整備事業“事後評価対象事業”

502番 あさけがわさがん ちく  
朝明川左岸地区

502番については、昭和62年度に事業着手し平成12年度に完了した事業である。審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

(8) 街路事業“事後評価対象事業”

503番 くわないなべせん  
桑名員弁線

503番については、昭和60年度に事業着手し平成12年度に完了した事業である。審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

(9) 公営住宅整備事業“事後評価対象事業”

504番 けんえいじゅうたく すえひろ  
県営住宅エスプラント末広

504番については、平成10年度に事業着手し平成13年度に完了した事業である。審査を行った結果、事後評価の妥当性が認められたことから課題に対する対応方針を了承する。

る。ただし、高齢社会を見据えて、ユニバーサルデザインの視点を加味した事後評価を行い、今後の計画に反映されたい。また、構造計算書の再確認を早急に実施されたい。